

平成30年第4回定例会

建設水道常任委員会
会 議 録

期日：平成30年12月10日（月）

場所：大曲庁舎 第3委員会室

平成30年第4回大仙市議会定例会 建設水道常任委員会 会議録

日 時：平成30年12月10日（月曜日） 午前10時09分～午前10時51分

会 場：大曲庁舎 第3委員会室

出席委員（7人）

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|
| 委員長 | 7番 | 石 塚 | 柏 | 副委員長 | 3番 | 三 浦 | 常 男 |
| 委 員 | 14番 | 後 藤 | 健 | 委 員 | 15番 | 佐 藤 | 育 男 |
| 委 員 | 16番 | 古 谷 | 武 美 | 委 員 | 18番 | 佐 藤 | 芳 雄 |
| 委 員 | 20番 | 橋 本 | 五 郎 | | | | |

欠席委員（0人）

遅刻委員（1人）

委 員 18番 佐 藤 芳 雄

早退委員（0人）

説明のため出席した者

| | | | |
|------------|---------|-------------|---------|
| 建設部長 | 古 屋 利 彦 | 道路河川課長 | 佐 藤 勇 孝 |
| 道路河川課参事 | 鈴 木 正 人 | 都市管理課長 | 今 和 則 |
| 都市管理課課長待遇 | 矢 野 良 和 | 都市管理課参事 | 有 明 徹 |
| 建築住宅課長 | 讚 岐 敬 司 | 建築住宅課参事 | 小野地 紀 子 |
| 神岡支所農林建設課長 | 岩 根 浩 幸 | 西仙北支所農林建設課長 | 田 村 一 彦 |
| 中仙支所農林建設課長 | 斎 藤 秋 彦 | 協和支所農林建設課長 | 稲 葉 久 則 |
| 南外支所農林建設課長 | 佐 藤 祐 子 | 仙北支所農林建設課長 | 佐 藤 治 彦 |
| 太田支所農林建設課長 | 野 中 正 幸 | | |

議会事務局職員出席

主 幹 富 樫 康 隆

審査議案等

- 第1 議案第146号 南外ふれあいパークの指定管理者の指定について
 - 第2 議案第147号 平成30年度大仙市一般会計補正予算（第6号）
 - 第3 陳情第14号 通学に伴う防塵舗装に関する陳情
 - 第4 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
-

午前10時09分 開 会

○委員長（石塚 柏） 本日は、本会議休会中のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど、防塵舗装の現地調査をしてみましたので、大変、皆さんをお待たせをいたしました。早速開会をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それではただ今より、建設水道常任委員会を開会いたします。

佐藤芳雄委員は遅刻の届出がございます。

それでは、当委員会に付託されました事件について、別紙日程表のとおり審査いたしますが、説明は簡潔にお願いをいたします。

なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際は、委員長の許可を得た後で、マイクのスイッチを入れてからお願いをいたします。

○委員長（石塚 柏） 審査に入ります前に、当局からご挨拶をお願いをいたします。古屋建設部長。

はい、部長。

○建設部長（古屋利彦） あらためまして、おはようございます。

建設水道常任委員の皆様には、陳情案件の調査でお疲れのところ、引き続き常任委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。

最初に本日までの降雪及び除雪の状況であります。大仙市での初雪は11月23日に観測しております。その後、降雪はありませんでしたけれども、7日、金曜日の夜間から降り始めまして、8日から本日まで全域で除雪車が出動している状態でございます。本日までの累計積雪量の一番多い地域は南外地域で69センチ、少ないところで中仙地域の27センチとなっております。今後も予想される降雪に対しまして、冬期間の円滑な道路の交通の確保をするために、万全の体制で対応して

まいりたいと考えております。

さて、本日の常任委員会でご審議をお願いいたします案件は、指定管理者の指定について1件、一般会計補正予算(第6号)では道路維持管理費、交通安全施設整備費及び指定管理料に係る債務負担行為の追加、及び住宅リフォーム支援事業についての4件でございます。

詳しい内容につきましては、このあと担当課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

また、最終日の本会議終了後、組織機構見直しにつきまして、本常任委員会と総務民生常任委員会との合同協議会の開催を予定しております。併せまして、よろしくようお願い申し上げます。以上です。

○委員長(石塚 柏) はい、ありがとうございました。

○委員長(石塚 柏) それでは早速、審査に入ります。

議案第146号、南外ふれあいパークの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。今都市管理課長。

はい、課長。

○都市管理課長(今 和則) それでは議案第146号、南外ふれあいパークの指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1の議案書の41ページと、参考資料の都市-1には位置図を示しておりますので、併せてご覧願います。

本議案は、南外ふれあいパークの指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

指定管理期間の更新に当たりまして、更新前と同様に南外ふれあいパークについて、隣接する南外体育館や南外山村運動広場、南外テニスコートなどのスポーツ施設等と合わせて、南外地域スポーツ施設及び関連施設として一体管理していただくものであります。

内容につきましてご説明申し上げます。議案書の41ページでご説明いたします。

施設の名称は南外ふれあいパーク、所在地は大仙市南外字梨木田62番地の1、ほか記載のとおりです。

公園の敷地面積は11万5,672平方メートルで、主な施設は更新前と変更なく、グラウンド・ゴルフ場、ゲートボール場、あずまや、トイレ棟などがあります。

指定管理者となる団体の名称及び所在地は、現在の指定管理者と同じく、秋田市保戸野すわ町6番16号、厚生ビル管理株式会社です。

指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とするものです。

以上、議案第146号、南外ふれあいパークの指定管理者の指定につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

はい、後藤委員。

○委員（後藤 健） これ、秋田市の厚生ビル管理株式会社ということでしたけれども、あれですか、管理人さんみたいな人、置いてやってると思うんですけども、その管理される方というのはやっぱり南外の方ですよ。特に厚生ビル管理の方から来て、管理しているというのではなくて、地元の人に委託しているということですか。

○委員長（石塚 柏） はい、課長。

○都市管理課長（今 和則） 厚生ビル管理会社の社員が管理しております。

○委員（後藤 健） そうすれば、秋田市から来て管理しているということですよ。

これ、厚生ビル管理さんでもどこでもいいんですけども、厚生ビル管理さんに指定管理を指定している最大のメリットってありますか。と言うのはすよ、最終的になにを言いたいかといえはすよ、ちょっと言い方悪いですけども、例えば草刈ったり、そういった管理をするだけであれば、なにも秋田市の会社に頼まなくてもいいと思うんですよ。地元の人、地元の団体でも、例えば地元の企業でも、そういうところにこう、まず当然税金なんで、地元の企業なりその団体にお金を渡すといひますか、指定管理をして管理してもらおうというやり方が、僕は一番いいのかなというふうに思うわけですよ。それで、今も言ったようにちょっと言い方悪いですけども、ただこう草刈ったり、そういった管理をするだけであれば、秋田市の会社じゃなくてもいいのかなという思いがあるもので、そのへん、この厚生ビル管理さんをお願いする理由といひますか、メリットといひますか、そういったものがあれば、お聞かせ願ひたいと思うんですけども。

○委員長（石塚 柏） はい、今課長。

○都市管理課長（今 和則） この南外ふれあいパークのほかに、南外スポーツ施設としまして、一体管理しているものでございまして、効果的な効率性を考えまして、指定管理した方が効率的に管理できるということで、指定管理しているものでございます。それで、更新ということで指定管理者を公募したところ、厚生ビル管理株式会社さんから応募ありまして、選定委員会を開催しまして選定した経緯となっております。

○委員（後藤 健） この議案に反対でもないですし、この南外ふれあいパークだけの話ではないんですけれども、やっぱりその指定管理のあり方、まあ、担当の課は当然違うことなんですけれども、やっぱりその指定管理のあり方というのは当然我々議会もですけれども、やっぱりこれから、ちょっと考えていかなければいけないのかなというふうに思います。特に答弁はいいです。

○委員長（石塚 柏） はい、ほかに。はい。

○委員（橋本五郎） 今、後藤委員からもちょっと話あったんですけれども、これ指定管理を受ける今回の業者、何社ぐらい手を挙げていたものと。

それからもう一つは、地域住民の声を聞いておるか。そのあたりのあれをちょっと聞かせていただければ。

○委員長（石塚 柏） はい、今課長。

○都市管理課長（今 和則） 公募をしたところ、1社からの応募でありました。地元からの声でございますけれども、アンケート調査しておりまして、グラウンド・ゴルフ場については、きれいに管理されているということの声が聞こえております。それから、地元の利用者の要望、桜の木の剪定という要望に対しても、対応をよくされているということで、比較的きちんと管理されているというように感じております。

○委員長（石塚 柏） はい、ほかに。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤育男） 指定管理料ですけれども、単価がどうのこうのというのではなくて、決め方どのような、管理料の決め方というのはどのような。例えば見積もりもらってるのかというのは。そこ、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（石塚 柏） はい、今課長。

○都市管理課長（今 和則） 公募に当たりまして、市の方で管理料の、指定料の基準価格を算定しております。それで、それに基づきまして、公募された方から申請書が提出されてございまして、その中で指定料を算出したものを提出しております。

それで、その提出された指定料につきまして、選定委員会の方で審査しまして、適正であるという判断しております。それで、それを指定料として決定する予定でございます。

○委員長（石塚 柏） 佐藤委員、よろしいでしょうか。はい。

○委員（佐藤育男） そうすれば、市の方のある基準に則って、一旦管理料なんぼだつて出すわけですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（佐藤育男） で、それを、応募あったとこさ、公表するということだすな。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（佐藤育男） 公表して「これでやりますか。」ということで、その場合に、例えば中に「いや、できません。もうちょっと増額。」とかつていう話もあるわけですか。

○委員長（石塚 柏） はい、今課長。

○都市管理課長（今 和則） 市が算定する基準額については、市がある一定の項目について算定して積算して算出しております。その項目について、業務内容について申請者の方でそれぞれ積算して収支計画書ということで提出されておりますけれども、それは市が算定した基準額とイコールではなくて、申請者が出した額でありまして、それを選定委員会の方でその内容が、額が適正かどうかということ判断しております。今回の指定料につきましては、申請者が積算した額となっております。

○委員長（石塚 柏） 佐藤委員、よろしいですか。はい。

○委員（佐藤育男） そうすれば、検討して内容がよろしい、んで、増額なったり減額なったりというケースが。ちょっと私、ここだけでなくほかの指定管理も含めてちょっといろいろ、指定管理料の決め方についてちょっと、どういうふうになっているかちょっと知りたかったので。それは例えば差額が少なくても、例えば3,000万と指定したのを3,500万つてその業者さんの方で来たときに、それを審査して、へば3,500万でも適正であるという判断すれば、それで3,500万で、いわゆる管理料の契約結ぶということで、減額ということもあり得ることですか。

○委員長（石塚 柏） はい、今課長。

○都市管理課長（今 和則） そのとおりでございます。

○委員（佐藤育男） んだすか。はい、分かりました。

○委員長（石塚 柏） はい。ほかに。佐藤芳雄委員。

○委員（佐藤芳雄） また、ふれあいパーク、同じ管理者なるようではすけれども、もう一つふれあいパーク、グラウンド・ゴルフ場、今年できるすねが。知ってるすべ。それでご存じのとおり、南外でグラウンド・ゴルフといえば、150人前後必ず集まるすおな。それで問題はすよ、前から、指定管理の社長さも言ってるたども、指定管理者の管理人ていうのが、やっぱり南外出身だすおな。南外出身、それから草刈も地元でやらせてもらっているけれども、火曜日ってば休みだすおな。その天氣の、まあ、これ冬なれば、もう11月からグラウンド・ゴルフできないけれども、夏のすごく天氣のいい日、火曜日も優遇してやらせてもらいたいという、それを指導してもらいたいというなよ。やっぱり日程とか、あとグラウンド・ゴルフやる人たちが、やっぱり火曜、どうしても火曜日にもやりたいという、天氣見ていい日があるわけすよ。そういうのをやってくれるようなお願いは、私はしてますけど、なかなか管理者の方で「社長でねば駄目だ」、なんかこういろいろあって、優遇されなかったような感じがありますので、おたくさんの方から、そういうこと優遇して、代休別の日に取るとか。代休っていったって、誰も、社員が来て休むとか、それ関係ねえすおな。ただ閉鎖するだけだおな。早く、なんにしても、そういうことですので、使わせてくださるようお願いしてください。以上です。

○委員長（石塚 柏） はい、今課長。

○都市管理課長（今 和則） そういうご要望については、指定管理者と協議しまして、対応をするようにお願いしたいと思います。

○委員長（石塚 柏） はい、よろしいでしょうか。はい、ほかに。

○委員（佐藤芳雄） もう一つ、はい。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤芳雄委員。

○委員（佐藤芳雄） ふれあいパークの中さ、分譲住宅してらすべ、今回、ふれあいパークの中。あれ問題なく、スムーズに進んでおりますか。いろいろな人から言われてまして、「公園の中さ、誰分譲するやつあるんだって。」という、そういうこともたくさん、いろいろあるけれども、そこらへんはどのような処置してますか。

○委員長（石塚 柏） はい、今課長。

○都市管理課長（今 和則） 宅地の分譲をとということで、公園から分筆しまして、公園内ということではなく、一旦所管を一般財産というか、普通財産ということで、財政課の管財班の方に所管替えしておりますして、そちらの方で一般競争入札ということで入札をしておりますして、2区画ということでそれぞれ入札されたというふう聞いております。

○委員長（石塚 柏） 佐藤委員、よろしいですか。はい。

○委員（佐藤芳雄） 分譲して売れたのはいいけれども、住民からは「公園内をなして分譲するの。」と、いろいろ批判が。売れたことは確かにいいことです。二人の人が購入したとも聞いてます。ただ公園の中、ふれあいパークの中をなににしてそうしたということも、いろんな人から言われてますよ、これ。言われているっていうか、ご存じのとおり公園だっていうことで造ったものを、なににして。ほかにも、ほかの場所にもあったんじゃないかって言うんです。その分譲している場所が。空き家もたくさんあるし、そういうやり方をして、なぜやらなかったのかということ。それから、平らな場所、市の所有地の平らな場所もたくさんあるし、もし工業団地ができないとして、いろいろやり方、工業団地も何十年と売れなくて。企業じゃなきゃ売れないということもあるけれども、もう仙北町の方は売れた、企業にしてみれば分譲したような話もあるけれども、そういうやり方ってあったんじゃないかなということだす。そこらへんはできなかつたんですか。

○委員長（石塚 柏） はい、今課長。

○都市管理課長（今 和則） 公園内というか、公園の土地を宅地分譲してもらいたいというふうに要望がありまして、その要望に応えたかたちで計画して分譲したものでございます。

○委員長（石塚 柏） はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） 今さん、違うなや。農村公園という一つの名目の中で造成をして、公園、条例の中で謳っているんでしょう。そうしたら、それを除外さねばねえなや、宅地造成する場合は。んだすべ。んでねが。普通、公園外の目的・・・、違うんだもの。そこ言ってるなや、今。佐藤さん言ってるやつは、おそらくそうだと思う。我々聞いててもそうなのよ。そこをはっきりさせねば駄目だ。

○委員長（石塚 柏） はい、今課長。

○都市管理課長（今 和則） 分譲に当たりまして宅地の面積について、公園の面積から除外して、その分について公告しております。9月3日に公園の面積を宅地分譲分を差し引いたかたちで公告して、手続きは踏んでおります。ですので、住宅の土地につきましては、公園外というかたちで処理しております。

○委員長（石塚 柏） 佐藤芳雄委員、いいですか。はい、どうぞ。

○委員（佐藤芳雄） 売れて、登記取ったかは分からないけれども、そういうふうにしたと思いますけれども、実はそこも除雪隊の雪投げ場だったすおな。冬は使わないから、これ。公園に使わないから。今度は除雪隊が「雪投げる所がない。」と困

っているわけすよ。そういうのは考えなかったのかなという感じもするすけども、そういうやっぱり、なんぼ駄目で、なんぼかでも平ら、雪投げる場所がなくて大変困ってるわけすな。そういうことで、その二の舞の場所を…、があるのかないのか、そこらへん。雪投げる場所見つけたのか、あるのかちょっと、そこらへんです。

○委員長（石塚 柏） 暫時、休憩します。

（ 午前10時29分 休憩 ）

（ 午前10時31分 再開 ）

○委員長（石塚 柏） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。今課長。

はい、課長。

○都市管理課長（今 和則） 今の堆雪場の代替地につきましては、赤平地区の個人の土地を代替地にするように、交渉している途中であります。

○委員長（石塚 柏） 佐藤芳雄委員、よろしいですか。はい、佐藤芳雄委員。

○委員（佐藤芳雄） それは交渉中で、交渉なるかどうか分からないけれども。まず、それともう一つ。公園ということは、国・県の補助あって造ったやつで、そこらへんはどうなってるすか。償還金とかいうの終わったの。

○委員長（石塚 柏） 暫時、休憩いたします。

（ 午前10時33分 休憩 ）

（ 午前10時33分 再開 ）

○委員長（石塚 柏） 再開します。はい、今課長。

○都市管理課長（今 和則） 行政財産を普通財産に変更している段階について、支障ないということで変更してます。

○委員（佐藤芳雄） 分かりました。

○委員長（石塚 柏） 補助金との関係については、問題がないということですか。

○都市管理課長（今 和則） はい、問題ないということで、処理しております。

○委員長（石塚 柏） はい。ほかにご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） はい、なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) はい。異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(石塚 柏) 次に議案第147号、平成30年度大仙市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

なお、所管関係課の内容を一括説明していただき、まとめて質疑、討論、採決を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

当局の説明を求めます。はじめに、佐藤道路河川課長。

はい、佐藤課長。

○道路河川課長(佐藤勇孝) それでは議案第147号、平成30年度大仙市一般会計補正予算(第6号)のうち、道路河川課所管分について、ご説明申し上げます。

資料は資料ナンバー3、平成30年度大仙市補正予算書〔12月補正②〕の4ページをお開き願います。

道路維持管理費の債務負担行為分につきまして、期間を平成31年度、限度額は2,250万円をお願いするものであります。

舗装道路において、融雪後の道路補修を速やかに実施して、舗装陥没による事故の発生を未然に防ぐ手法の一つとしております。

平成31年度に予定している市単独の道路維持工事のうち、舗装欠損部の補修を前倒しで行うため、今回の債務負担行為とさせていただくものであります。

次に、交通安全施設整備費の債務負担行為分であります。

春の入学シーズンを間近に控えた通学路や幹線道路を中心に、区画線とグリーンベルトを迅速に設置及び補修するため、道路維持管理費同様、限度額を1,400万円とし、平成31年度予算を前倒しで執行することで、安全な道路交通の確保に努めるものであります。

以上、議案第147号、平成30年度大仙市一般会計補正予算(第6号)のうち、道路河川課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、次に、今都市管理課長。

はい、課長。

○都市管理課長（今 和則） それでは議案第147号、平成30年度大仙市一般会計補正予算(第6号)のうち、都市管理課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

債務負担行為の補正であります。

資料ナンバー3の大仙市補正予算〔12月補正②〕の4ページの第2表、債務負担行為補正をご覧ください。

債務負担行為の補正のうち、都市管理課が所管する公園において、議案第146号でご説明いたしました指定管理者の指定に伴い、指定期間が平成31年度から平成35年度までの5年間における指定管理料の限度額を定めるものであります。

第2表、債務負担行為補正の下から1行目、南外ふれあいパーク指定管理料は、563万円を限度額として債務負担行為の設定をお願いするものであります。

以上、議案第147号、平成30年度大仙市一般会計補正予算(第6号)につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい。次に、讚岐建築住宅課長。

はい、課長。

○建築住宅課長（讚岐敬司） 引続きまして議案第147号、平成30年度大仙市一般会計補正予算(第6号)のうち、建築住宅課所管分につきまして、ご説明いたします。

資料につきましては、この補正予算書では14ページになります。資料ナンバー3-1の主な事業の説明書、これにつきましては5ページでございます。説明の方は事業説明書の方と、このA3判の「建住-1」と書いたものでご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速ですけれども、8款4項1目20事業、住宅リフォーム支援事業費についてご説明いたします。

500万円を増額し、補正後の額を6,508万7千円とするものです。

この事業は、住宅リフォームを行う方に財政的支援を実施し、居住環境の向上、市内住宅産業の活性化と雇用の創出を図ることを目的としております。補正予算の理由であります、今年度の当初予算は申請件数を400件、補助額では6,000万円を見込んでおりましたが、10月末時点で申請件数が378件、補助額では5,667万2,858円となっており、当初予算の9割以上を消化しております。こち

らのA3判の上段の赤枠で囲ったところが、378件と5,667万2,858円を記載してございます。また、この事業は今年の6月に総合政策課で実施しました市民による市政評価においても、市民からは好評を得ておりますので、昨年度の実績を参考に最終申込み件数を443件と予測し、今年の平均交付額を乗じて得た額を増額補正をお願いするものです。こちらのA3判の下段の方が、年度末までの予測を示したものでございます。

以上、議案第147号、平成30年度大仙市一般会計補正予算(第6号)のうち、建築住宅課所管分につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長(石塚 柏) はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

はい、佐藤委員。

○委員(佐藤育男) すみません、今回、指定管理料さこだわるわけではありませんが、今、4ページの南外の指定管理料が明示されてますけれども、これ先ほどの説明で、市のある基準に則って、市で積算したという説明していただきましたけれども、そのとき金額というのは分かるでしょうか。

○委員長(石塚 柏) はい、今課長。

○都市管理課長(今 和則) 南外地域スポーツ施設及び、この全てのトータルの指定管理料の、市が算定した基準費用額は5,205万5千円でございます。

○委員(佐藤育男) この増額分に関しては協議して、先た言ってたように協議して、妥当であるという判断で、なんと言う、こういう契約にしてるといようなことの判断でいいすな。

○委員長(石塚 柏) はい、今課長。

○都市管理課長(今 和則) はい、そのとおりでございます。

○委員(佐藤育男) はい、分かりました。あのもう一つ、すいません。

○委員長(石塚 柏) はい。

○委員(佐藤育男) そのときの内容についての、まあ増額してますよね。その内容、例えばどんなどころをチェック入れて、増額に応じたのかということところは、後でいいんですけど、今、資料なければ後でいいんですけど、後で、その状況分かりましたら、お知らせいただければなと思いますけれども。

○委員長(石塚 柏) はい、今課長。

○都市管理課長（今 和則） 選定委員会の得点がということでデータありますけれども、審査委員が6名おりまして、一人持ち点100点となっております、合計600点となっております。それで選定基準につきましては5項目について配点されておりまして、その中で指定管理料につきましてはありまして、トータルの600点満点中の合計額が430点という得点でございます。それで、最低基準点が60%ということになっておりまして、71%でありましたので、それを、基準を満たしているという判定で決定してございます。それと、大変申し訳ございませんが発言の訂正をお願いいたします。先ほどの市が算定した基準費用額に係るご質問で、5,205万5千円と答弁いたしましたが、正しくは5,716万2千円でございますので、訂正してお詫び申し上げます。

○委員長（石塚 柏） よろしいでしょうか。

○委員（佐藤育男） はい。

○委員長（石塚 柏） はい。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） はい、なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石塚 柏） 次に陳情第14号、通学に伴う防塵舗装に関する陳情を議題といたします。

本件に関して、当局として参考になる意見がありましたら、お願いをいたします。
佐藤道路河川課長。

はい、課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） それでは今回の陳情に関しまして、道路河川課としての意見を述べさせていただきたいと思っております。

陳情されました路線については、市道四ツ屋東部38号線と四ツ屋東部39号線、

2路線に跨る路線となっております。両側には用水路と水田が隣接しており、民家はなく、農道としての役割をもった道路と考えております。

陳情の防塵舗装については、既に実施している防塵舗装について、隣接土地所有者から苦情が寄せられている現場もあります。また、用水路への油の流出、砂の流入なども考えられることから、隣接土地所有者、耕作者及び用水路の利用者の同意が得ることが必要と考えております。同意を得ることが可能であれば防塵舗装については検討してまいりたいと考えております。また、防塵舗装ですと、冬期間の除雪については、やはり簡易舗装的な乳剤を撒いて砂を散布するということから、大型除雪車の進入については、なかなか困難なものがあるのではないかと考えております。

また、新たな通学路については、防犯上の問題もあることから、大仙市通学路交通安全プログラムを通じ、検討を行うべきものと考えております。以上です。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございます。

本件に関して質疑、ご意見のある方は、お願いをいたします。

はい、後藤委員。

○委員（後藤 健） はい、ありがとうございます。

今、我々も今朝、現場見させてもらって、確かにあそこ通学路になれば、近くもなるということでしたし、あと、車の面での安全面もあるとは思いますが、やっぱり今、課長が仰ったような防犯から、舗装のあり方、除雪のあり方、いろいろ問題も出てくると思います。それで今、実際、子どもが、通っている子どもがいないという話でございました。それで、来年1年生1人入るということでしたけれども、その通学路使う集落の方ですな。1人入学するという話もありましたけれども、その方もまだ四ツ屋小学校に行くかどうかは決まってないという話でございましたので、今後、そういった子どもの通学の状況ですとか、そういったところ・・・、その状況を見ながら検討するということで、趣旨採択がいいのではないのかなと僕は思いました。

○委員長（石塚 柏） はい、ただ今、趣旨採択というご意見ございました。

ほかにございませんか。ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） それではですね、これより採決いたします。質疑ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） これより、採決いたします。本件は趣旨採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） はい、異議なしと認め、本件は趣旨採択すべきものと決しました。

以上で、陳情の審査は終了いたしました。

○委員長（石塚 柏） 次に、閉会中の所管事務調査に関する件について、お諮りいたします。

お手元に配付しました案件につきましては、議長に対し、閉会中の所管事務調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（石塚 柏） 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は全て終了をいたしました。

なお、当委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、そのように決しました。

これで、建設水道常任委員会を閉会いたします。

長時間ありがとうございました。

午前10時51分 閉 会

大仙市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会委員長